

附属書十三A 第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定
のブルネイ・ダルサラーム国についての適用

1 ブルネイ・ダルサラーム国は、この協定が効力を生ずる日に第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）1及び2の規定に基づく義務を履行していない場合には、同日後三年以内に当該義務を履行する。

2 第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）3から11まで及び第十三・四条（協力）の規定は、ブルネイ・ダルサラーム国が第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）1及び2の規定に基づく義務を履行した後直ちに同国について適用するものとし、いかなる場合にも、この協定が効力を生ずる日の後三年以内に同国について適用する。

3 ブルネイ・ダルサラーム国は、1及び2に定める三年の経過期間中に、同国が当該経過期間の満了までに第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定を遵守していることを確保するために必要な措置をとるものとし、当該経過期間の満了前にこれらの条の規定に基づく義務

を履行するよう努める。

4 ブルネイ・ダルサラーム国は、締約国の要請があつた場合には、全ての締約国に対し、第十三・三条（反競争的行為に対する適当な措置）及び第十三・四条（協力）の規定に基づく義務の1及び2に定める三年の経過期間の満了までの履行におけるこの協定が効力を生ずる日以後の進捗状況を通報する。